

当館は平成 31 年 3 月 31 日まで、皆様からの義援金を日本政府宛として受け付けます。

参考: 内閣府 HP (http://www.cao.go.jp/gienkin/gien_kumamoto.html)

なお、当館が受け付ける義援金につきましては、米国税法上の寄付金控除の対象とはなりませんので、御留意願います。

1. 小切手送付

以下の宛先・送付先をご確認の上、当館まで小切手をご送付下さい。

- ・小切手の宛先: Consulate General of Japan
- ・小切手の for 欄: Kumamoto Earthquake Donation
- ・小切手の送付先: Consulate General of Japan in Miami
80 SW 8th ST, Suite 3200, Miami, FL 33130

2. 現金持ち込み

当館事務所において、米ドル現金のみ受け付けますので、開館時間(月～金曜日(祭日は除く) 9時00分～12時30分／13時30分～17時)内に来訪の上、受付にお申し出下さい。

3. 銀行振り込み

当館が開設した2016熊本地震義援金口座宛の銀行振り込みも受け付けています。銀行振り込みをご希望の場合は、当館までお問い合わせください。

◎本振り込みにかかる銀行手数料は当館では負担できませんので、ご了承ください。

義援金受領証を希望される場合

小切手送付に併せ、あるいは銀行振り込み後に、当館宛（メールアドレス：info@mi.mofa.go.jp）に、「熊本地震義援金受領証希望」として、①送付／振り込み者名（個人 or 団体）、②受領証送付先住所、③金額を通知していただきますようお願いいたします。確認でき次第、受領証を送付させていただきます。

在マイアミ総領事館

80 S.W. 8th Street, Suite 3200, Miami, FL 33130

電話：305－530－9090